

安 全 報 告 書

(2 0 0 7 年 度)

この安全報告書は、航空法第111条の6に基づき作成したものです。

つくば航空株式会社

< 目次 >

1 . 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項	3
2 . 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項	3
安全確保に関する組織及び人員に関する情報	3
日常運航の支援体制	4
使用している航空機に関する情報	4
3 . 航空法第 111 条の 4 に基づく「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」の発生状況	5
4 . 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項	5

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

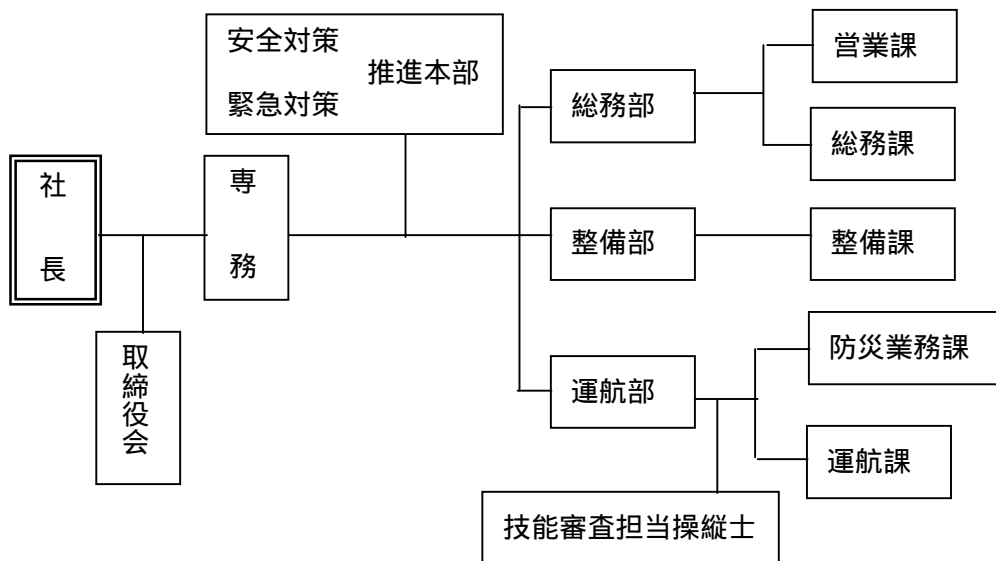
つくば航空株式会社は、全社員が次の基本理念に基づき行動しております。

- 1) 常に安全第一の運航を心がけます。
- 2) 信頼のある会社を目指します。
- 3) 関係法令等の遵守

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

安全確保に関する組織及び人員に関する情報

1) 全体及び安全確保に関する組織図



2) 各組織の機能・役割の概要

- ・つくば航空の組織は運航部、整備部及び総務部に大別されます。
- ・安全対策推進本部及び緊急対策推進本部は、安全上重要な情報の提示、課題の検討、対策及び指示を行っています。
- ・技能審査担当操縦士は、機長の各審査を行っています。

3) 各組織の人員数

運航部	整備部	総務部	合計
6人	7人	1人	13人

4) 航空機乗組員、運航管理担当者及び整備従事者の数

操縦士	運航管理者	整備士
6 ()人	(8)人	6 ()人

()内は兼務者。

日常運航の支援体制

- 1) 航空機乗組員、運航管理担当者及び整備従事者に係る定期訓練及び審査の内容等
 - ・会社で機長発令を受けた者は、資格要件を維持するために定期的に訓練（年1回）と審査（年1回）を受けこれに合格しなければなりません。
 - ・運航管理担当者は会社の発令を受けるため、任用訓練及び任用審査を受け、これに合格しなければなりません。
 - ・整備従事者は、年1回技量維持及びヒューマンエラーの防止のために教育訓練を実施しています。
 - ・その他、定期的に危険物輸送に係る教育訓練、航空保安計画に基づく訓練を実施しています。

- 2) 日常運航における問題点の把握方法とその共有、現場へのフィードバックの体制
 - ・機長は事故、重大インシデント、イレギュラー運航等があった場合、機長報告処理要領に基づき、報告を行っています。
 - ・整備従事者は、不具合を発見した場合又は報告を受けた場合、整備規程に定められた要領に基づき、必要により技術指令書等の発行を行っています。
 - ・月1回の会社全体の報告会、部課長会議及び安全対策推進会議の開催又は問題点があった場合に臨時に会議を設け情報を共有し、その問題点の原因分析、処置、再発防止対策、指導を社員全員に対して行っています。

- 3) 安全に関する社内啓発活動等の取組み
 - ・毎日行われる朝礼時、月1回開催される会社全体の報告会、部課長会議及び安全対策推進会議にて、安全意識の徹底等を全社員に対し指導しています。
 - ・定期的にインターネット等により航空安全情報を入手し、全社員に対し周知をしています。

使用している航空機に関する情報

1) 保有している航空機の情報

型 式	機数	機 齢	導入時期	座席数	年間平均飛行時間	年間平均飛行回数
AS350B 型	1	20	1988.4	6	195	1744

3. 航空法第 111 条の 4 に基づく「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」の発生状況

1) 総件数

0 件

2) 主要な事態

該当するものは、有りませんでした。

3) トラブルの種類別、機種別の発生状況等、参考となるデータ

事故	重大インシデント	その他の事象
0	0	0

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

1) 国から受けた事業改善命令等

該当するものは、有りませんでした。

2) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

2007年度も、会社創設以来の無事故運航を継続することができました。

3) 次年度における全体的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項

安全運航の遂行
社内連絡体制の強化
社員全員の安全意識の徹底